

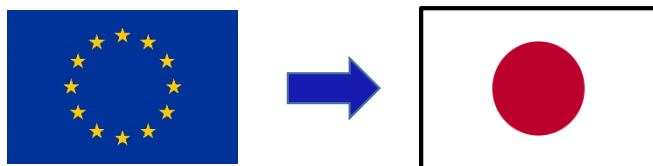
国際的な個人データの移転について

2018年5月11日

個人情報保護委員会事務局

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR



EU

日本

十分性認定

十分な個人情報の保護水準が保障されていることを欧州委員会が認めた場合。

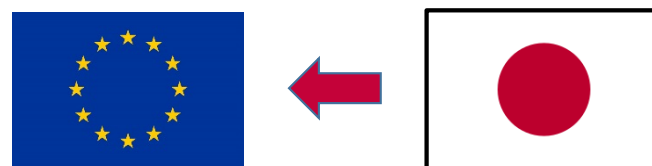
体制整備

企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。

本人同意

十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。

個人情報保護法



EU

日本

国指定

提供先の第三者が個人情報保護委員会の認められた国・地域に所在する場合。

体制整備

提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。

本人同意

外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

日EU間の個人データ移転に係る枠組みの構築に向けた取組の経緯

✓ 2016年7月 個人情報保護委員会が取組方針を決定

- EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）と相互の円滑なデータ移転を図る枠組みを構築する方針を決定。与党（10月）、経済界（12月）からも相互の自由な越境移転を求める要望あり。

✓ 2017年1月 欧州委員会が政策文書を公表

- 十分性認定について、日本が優先国であること、及び双方向の対話であることとして言及。

✓ 欧州委員会との対話の実績

- 2016年4月～2018年5月 司法総局との累次の対話 53回（うち、ビデオ会議37回）

- 2017年3月・7月 個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員との会談

【参考】2017年7月 日EU定期首脳会談における政治宣言の発出
（上記の委員同士の会談を評価し、同会談での合意事項である2018年の早い時期までの枠組み構築を再確認）

- 2017年12月 個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員との会談

（双方の制度間の関連する相違点に対処するための解決策として、EUから日本へ移転された個人情報に係るガイドラインの策定を日本側が検討すること、2018年前半に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致。）

✓ 個人情報保護委員会の取組状況

- 2018年4月25日～ 上述の委員同士の会談において合意した内容を踏まえ、ガイドライン案を作成し、意見募集を開始（募集期間は5月25日まで）

- 2018年5月9日 外国指定に係る判断基準を個人情報保護委員会規則で策定

主な国・地域との協調

- 個人情報保護委員会は、各国・地域の関係機関との協力関係を構築するため、精力的に対話を行っている（平成29年4月～平成30年3月の間に46回実施）。
- EU、英国及び米国とは次のとおり実施している。

➤ EU

- 相互の円滑な個人データの移転を実現するために、個人情報保護委員会と欧州委員会との間で対話を進めてきており、相互の制度に関しては一通り確認。今年の早い時期を目標に、手続きを進めることで一致。

➤ 英国

- 英国のEU離脱後も日英間の相互の円滑な個人データ移転が確保されるように、英国当局（制度所管省庁であるDCMS（デジタル・文化・メディア・スポーツ省）及びデータ保護機関であるICO（情報コミッショナーオフィス））との対話を実施。

➤ 米国

- 商務省とは、多国間の取決めであるAPEC越境プライバシールール（CBPR）システム（企業に対しAPECプライバシーフレームワークへの準拠を認証する仕組み）の促進を行っていくことで協力関係を構築。
- 当委員会としては、アジア諸国の加盟・国内企業の参加を促進し、EUの個人データ越境移転の制度との相互運用を展望。

個人情報保護法に係る域外適用

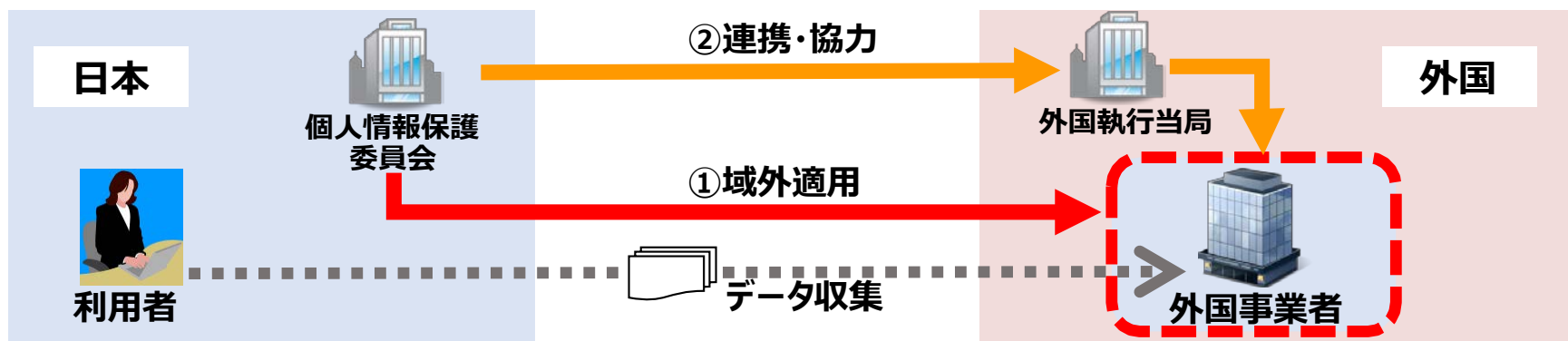
- 改正個人情報保護法（平成29年5月全面施行）では、域外適用の規定が新たに導入されるとともに、外国執行当局への必要な情報提供に関する規定も整備された。
- 個人情報保護委員会は、これら規定に基づき、外国執行当局とも連携しつつ、日本にある者に対してサービス等を提供する外国事業者に対しても、必要な対応を行っているところ。

① 域外適用に関する規定

- ✓ 日本にある者に対する物品、サービスの提供に関連して、個人情報を取得した外国にある個人情報取扱事業者にも個人情報保護法が適用される（法75条）

② 外国執行当局への必要な情報提供に関する規定

- ✓ 外国の事業者が日本にある者の個人情報を不適切に取り扱った場合に、外国の執行当局が外国の法令に基づく執行をすることができるよう、必要な情報提供を行うことができる（法78条）
- ✓ 国際的な執行協力の枠組みであるGPEN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）に正式メンバーとして参加。
- ✓ 外国の執行当局との情報提供に向けた体制づくりを実施



参考資料

GDPR

- 「データ保護指令」に基づく各国法に代わり、2018年5月25日からは「一般データ保護規則」（GDPR: General Data Protection Regulation）がEU加盟国（及びEEA協定に基づきEU法の適用を受けるアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）に直接適用される。

【事業者の義務の例】

	GDPR	個人情報保護法
センシティブデータ	取扱い禁止	取得と提供には本人の事前同意が必要
アクセス権	全ての個人データが対象	6ヶ月以上保有の個人データのみ対象
データポータビリティの権利	認められる	開示請求権あり
データの取扱いの記録義務	全ての取扱いが対象	第三者提供時のみ対象
データ漏えい時の監督当局への通知義務	リスクをもたらす可能性が高い場合には72時間以内に通知する義務	委員会告示等に従い報告する努力義務 ただし、時間制限の規定なし
データ保護オフィサー	次の場合に任命義務あり ● 定期的かつ体系的な大規模監視を必要とする場合 ● 大規模のセンシティブデータを処理する場合	任命義務なし ただし、従業者の監督義務や安全管理措置を講じる義務あり

【EU域外の事業者にも適用される可能性：域外適用】

- ✓ EU域内の個人に向けた商品/サービスの提供
- ✓ EU域内の個人の行動監視（追跡）

※ 言語・通貨・消費者への言及等の事情によりEUに対する商品/サービスの提供の意図が明白か否かが基準

に伴う個人データの取扱いに対しては、EU域外所在の事業者についてもGDPRが適用される(当該EU域外所在事業者は、EU域内に拠点をもつ代理人を指定しなければならない)

【違反時の制裁金】

- ✓ 最大2,000万ユーロまたは全世界年間売上高の4%の制裁金

委員会ウェブサイトにおけるGDPR情報の提供

アクセスは委員会ウェブサイトトップページから

個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission
法人番号：4000012010025

[> 本文へ](#) [> サイトマップ](#)

[ENGLISH](#)

文字サイズ変更 [標準](#) [大きめ](#)

[検索](#)

[ホーム](#)

[委員会の概要](#)

[個人情報保護法について](#)

[マイナンバーについて](#)

[委員会の活動](#)

[お知らせ](#)

[お問合せ・申請](#)



マイナンバーに関する情報はこちら

[🏠 ホーム](#)

[📄 委員会の概要](#)

新着情報

- ▶ 平成30年4月23日 [その他](#) 期間業務職員等採用について更新しました。
- ▶ 平成30年4月19日 [調査等](#) 新たに「個人情報保護に関する事業者の取組実態調査の報告書（平成30年3月）」を掲載しました。
- ▶ 平成30年4月16日 [その他](#) 選考採用について掲載しました。
- ▶ 平成30年4月13日 [その他](#) 日本個人情報管理協会から届出のあった個人情報保護指針を公表しました。



トップページ右のバナーからGDPR情報ページへ！

委員会ウェブサイトにおけるGDPR情報の提供

個人情報保護委員会ウェブサイト GDPR情報提供ページのコンテンツ一覧

【GDPRの概要】

【EU域外適用に関する影響】

- JIPDECのGDPR本文日本語仮訳掲載ページへのリンク
- GDPRガイドラインの日本語仮訳（データポータビリティ、データ保護オフィサー（DPO）、主監督機関及びデータ保護影響評価（DPIA）の4本）（その他のガイドラインも順次日本語仮訳を掲載予定）
- 説明と欧州委員会がWebサイトに掲載している資料の日本語仮訳付き
 - ・ 欧州委員会 Infographic（中小企業向けに簡単にまとめられたGDPR説明の日本語仮訳付き）
 - ・ Fact Sheet “Questions and Answers – Data protection reform package”（欧州委員会のGDPRによるデータ保護改革案についての質疑応答概略の日本語仮訳付き）

【越境データ移転】

- EU域内から域外へ個人データを移転する条件
- EUが十分なレベルの個人データ保護を保障している旨決定している国・地域

【日EU間の越境データ移転】

- 我が国から個人データを越境移転する条件
- 日EU間の対話実績

【参考（外部サイトへのリンク）】

- 欧州連合 法令関連公開サービスのGDPRページ
- 欧州委員会のGDPRガイドラインとそのQ&A
- 欧州委員会のData Protection Reform - Factsheets 16 Jan 2017（EU加盟国の各国語）
- 英国情報コミッショナーオフィス（ICO）のGDPR解説
- フランス情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）の処理者向けGDPR解説
- ルクセンブルクデータ保護機関のGDPRに関するQ&A
- アイルランドデータ保護機関のGDPR解説

GDPRに関するガイドライン

29条作業部会によって公表されたGDPRのガイドライン

(一部は日本語仮訳をウェブページに掲載済・その他も準備が整い次第掲載予定)

【パブリックコメントを受けた修正版が公表済のもの】

- データ保護影響評価 4月25日日本語仮訳掲載開始
- データポータビリティ 4月25日日本語仮訳掲載開始
- データ保護オフィサー 4月25日日本語仮訳掲載開始
- 主務監督機関 4月25日日本語仮訳掲載開始
- 制裁金
- 個人データ漏えい通知
- 自動化された意思決定とプロファイリング
- 透明性
- 同意

【パブリックコメントが終了したもの】

- 第49条 <十分性認定、特定の安全保護措置以外の越境移転事由>
- 認証機関の認定

個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による 共同プレス・ステートメント（平成29年3月20日）

2017年3月20日、個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバ委員は、日EU間の個人データ移転について協力対話を行ったところ、概要は以下のとおりである。

1. 経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人データを含む大量のデータの国境を越えた流通が増大している。こうした中、日EU間については、両者は重要なパートナーであることから、互いの経済の一層の発展を図るためにも、ハイレベルな保護を図りながら相互の円滑な個人データの流通を確保することが非常に重要であり、これは日欧のステークホルダーからも強い要望があるところである。消費者の信頼のための重要な要因として、我々の共通の構想である強固なプライバシー基準がデータエコノミーのより一層の進展にどう寄与し得るかということを経済的なレベルにおいても推進していきたい。
2. いままで、日本においては、2016年7月29日に個人情報保護委員会が決定した、「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」において「EU…（中略）…については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」とし取り組んできた。
一方、EUにおいては、2017年1月10日に欧州委員会が発表した政策文書である「グローバル化する世界における個人データの交換と保護」において、2017年は、日本を始めとする重要な貿易相手国と、十分性を見いだす手法を用いる検討を含めて積極的に連携することとしている。
この政策文書において、十分性を見いだす手法に関する議論は、EU一般データ保護規則の適用開始を考慮に入れてEUデータ保護法制に関する情報を提供することを含む双方向の対話であるとしている。このように、日本とEUは、相互の円滑な個人データ流通の実現という同じ目標を共有している。
また、昨年来、この目標に向けて、互いの個人情報保護制度に関する理解を深めるため、司法総局と個人情報保護委員会事務局との間で精力的に協力対話を実施してきたところである。
3. 今後もこの協力対話を強化し、欧州委員会委員と個人情報保護委員会委員の間でさらなる対話を行うこと等を通じて、相互の円滑な個人データ流通の実現のための具体的方策についての合意形成を図っていくことに合意した。

個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による 共同プレス・ステートメント（平成29年7月3日）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）は、基本的な権利として、また、デジタル・エコミーにおける消費者の信頼の重要な要素としての高水準のデータ保護の推進を視野に対話を進展させるため、2017年7月3日にブリュッセルで会談を行った。

両者は、日本及びEUのデータ保護の制度に関する相互の理解をより一層深めてきた、個人情報保護委員会事務局と欧州委員会司法総局による過去数か月間の作業を歓迎した。同作業に基づき、両者は、双方のプライバシー法制度の最近の改正によって、双方の二つの制度は、より一層類似したものになったことを認めた。これは、特に双方が十分な保護レベルを同時に見出すことを通して、相互の円滑なデータ流通をより一層促進する新しい機会を提供するものである。

以上を踏まえ、両者は、双方の制度間の類似性が強化されたことを基礎として、関連する相違点への対処等により、2018年の早い時期に、この目標を達成するための努力を強化することを決意した。

個人データの越境移転に関する政治宣言

安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言 (ブリュッセル、2017年7月6日) (抄)

G7伊勢志摩サミットにおいて、我々は、情報の自由な流通は、グローバル経済及び発展を促進するための基本的な原則であり、また、デジタル経済に関わる全ての主体にとってサイバー空間への公正で平等なアクセスを確保するものであることを再確認した。

我々は、基本的な権利として、及び、デジタル経済における消費者の信頼にとっての中心的な要素として、デジタル経済の発展を導きつつ、相互のデータ流通を一層促進することにもなる高いレベルのプライバシー及び個人データの安全性を確保することの重要性を強調する。それぞれのプライバシー法制に係る最近の改革、すなわち、2018年5月25日から適用されるEU一般データ保護規則（2016年5月24日発効）及び2017年5月30日に全面施行された日本の個人情報保護法を前提に、日本及びEUは、包括的なプライバシー法制、一連の中核的な個人の権利及び独立した監督機関による執行を特に基礎とする、双方の2つの制度の取れん性を一層高めてきた。これは、双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すこと等を通じ、データの交換を促進するための新しい機会を提供する。これを念頭に、我々は、2018年の早い時期までにこの目標を達成するための我々の努力を一層強化することに向けた我々のコミットメントを再確認する。

日EU両委員による共同プレスステートメント（2017年12月）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（2017年12月14日）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員は、相互に十分性を見出すことを、2018年のできるだけ早い時期に達成するための作業を加速させることを目指して、2017年12月14日に東京で建設的な会談を行った。

両者は、この目的の重要性を、特に最近の日EU経済連携協定（EPA）の交渉妥結の観点から再確認した。個人データの自由な流通を確保することにより、十分性を同時に見出すことは、基本的なプライバシーの権利の保護を強化しながら、日EU・EPAの便益を補完し拡大することができる。これは日EU間の戦略的なパートナーシップにも貢献する。

両者は、過去数か月の大きな進展を評価するとともに、双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策を探った。両者は、次の段階へ進み、解決策の詳細について作業すること、また、議論のペースを加速させることに合意した。これを念頭に置きつつ、次回のハイレベル会談については、議論を完結させることを目指し、2018年初めにブリュッセルで開催することとする。

EUから十分性認定に基づいて移転した個人データの取扱いに係る規律を定めるガイドライン案

➤ 2017年12月の委員同士の会談において、双方の制度間の関連する相違点に対処するための解決策として、EUから日本へ移転された個人情報に係るガイドラインの策定について合意したことを踏まえ、当該ガイドライン案を作成し、現在意見募集を実施している（募集期間は、平成30年4月25日～5月25日）。

【EUから十分性認定に基づいて移転した個人データのみ適用】

ガイドライン案の項目	現行法令	ガイドライン案の内容	実務への影響
要配慮個人情報の範囲	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報は、要配慮個人情報に該当しない。	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報を、要配慮個人情報と同様の取扱いとする。	そもそもこのような情報がEUから移転されてくることは想定されず、影響は大きくない。
開示請求権	6か月以内に消去することとなる個人データについては認められない。	国内法上は、6か月を越えて保有する個人データのみ対象となっているが、6か月以内に消去することとなる個人データも同様に請求に応じることとする。	保有期間にかかわらず請求に応じている企業は多い。 また、そもそも6か月以内に消去することとなる個人データがわざわざEUから移転されてくることは想定しにくい。
利用目的の承継	—	第三者から提供を受ける個人データを、提供元が特定した利用目的の範囲内で、利用することとする。	企業においては当然対応していると想定される。
日本から外国への個人データの再移転	①本人の同意がある場合、 ②移転先のデータ保護が確保されている場合、 ③提供先が個人情報保護委員会が指定した外国に所在する場合に提供可能。	左記②について、提供先の事業者における体制整備を根拠として、外国へ個人データを移転する場合には、 <u>契約等により個人情報保護法と同等の保護を確保することとする。</u>	企業においては当然対応していると想定される。
匿名加工情報	加工方法に関する情報が残存している場合でも、安全に分離保管されていれば匿名加工情報として扱われる。	匿名加工情報として扱う場合、加工方法に関する情報を削除することにより、何人にとっても再識別を不可能とする。	仮IDを付与しての時系列分析を行うことはできなくなるが、現時点において、EUから移転した個人データとの混合分析について強いニーズがあるとは考えにくい。

個人情報保護法第24条の外国指定に係る判断基準

- ① 個人情報保護法上の個人情報取扱事業者の義務に関する規定に相当する規定・コンプライアンス態勢があること。
- ② 独立した第三者機関があること、また、法令を執行することができる態勢を確保していること。
- ③ 相互の理解、連携及び協力が可能であること。
- ④ 個人情報の保護を図りつつ相互の円滑な移転を図る枠組みの構築が可能であること。
- ⑤ 我が国としてその国・地域を指定する必要性が認められること。

※ 個人情報保護委員会は、指定した外国に対して、レビューや取消しを行うことができる。